

改正 平成26年8月6日 原規技発第1408062号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の一部を次のように改正する。

平成26年8月6日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成26年8月6日から施行する。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について 新旧対照表（下線部分は改正部分）

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（制定 平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 号 原子力規制委員会決定）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
<p>第一条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>
<p>（定義） 第二条（略） 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四十三（略） 四十四 「最低使用温度」とは、対象とする機器、支持構造物又は炉心支持構造物とその主たる機能を果たすべき運転状態又は試験状態において生ずる最低の温度以下の温度であって、設計上定めるものをいう。 四十五～五十四（略）</p>	<p>第2条（定義） 1～5（略） 6 第2項第4号に規定する「その主たる機能を果たすべき運転状態」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む。）」（JSME S NC1-2005/2007）」（以下「設計・建設規格 2005(2007)」という。）GNR-2110 及び同解説に規定される「供用状態」をいう。 （「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2007年追補版）並びに【事例規格】「設計・建設規格 2005年版「管の設計」（管継手、フランジ）の JIS 規格年度の読替規定（NC-CC-003）」及び【事例規格】「設計・建設規格 2005年版付録材料図表 JIS 規格年度の読替規定（NC-CC-004）」に関する技術評価書」（平成20年10月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）」（以下「設計・建設規格 2007 技術評価書」という。） 7（略）</p>	<p>第2条（定義） 1～5（略） 6 第2項第4号に規定する「その主たる機能を果たすべき運転状態」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む。）」（JSME S NC1-2005/2007）」（以下「設計・建設規格 2005(2007)」という。）GNR-2110 <u>又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）（JSME S NC1-2012）」</u>（以下「<u>設計・建設規格 2012</u>」という。）GNR-2110 及び同解説に規定される「供用状態」をいう。 （「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2007年追補版）並びに【事例規格】「設計・建設規格 2005年版「管の設計」（管継手、フランジ）の JIS 規格年度の読替規定（NC-CC-003）」及び【事例規格】「設計・建設規格 2005年版付録材料図表 JIS 規格年度の読替規定（NC-CC-004）」に関する技術評価書」（平成20年10月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）」（以下「<u>設計・建設規格 2007 技術評価書</u>」という。）<u>及び「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」（JSME S NC1-2012）」に関する技術評価書」（原規技発第 1408062 号（平成 26 年 8 月 6 日原子力規制委員会決定。以下「<u>設計・建設規格 2012 技術評価書</u>」という。））」</u> 7（略）</p>
<p>第三条～第十六条（略）</p>	<p>第3条～第16条（略）</p>	<p>第3条～第16条（略）</p>
<p>（材料及び構造） 第十七条 設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、使用前に適用されるものとする。 一 クラス1 機器及びクラス1 支持構造物に使用する材料は、次に</p>	<p>第17条（材料及び構造） 1～9（略） 10 第1号から5号、7号から12号及び14号の規定に適合する材料及び構造とは、「設計・建設規格 2005(2007)」の規定に、日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって（別記-2）」の要件を付したのものによること。なお、この規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格（「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商</p>	<p>第17条（材料及び構造） 1～9（略） 10 第1号から<u>第5号まで</u>、<u>第7号から第12号まで</u>及び<u>第14号</u>の規定に適合する材料及び構造とは、「設計・建設規格 2005(2007)」又は「<u>設計・建設規格 2012</u>」及び日本機械学会「<u>発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）（JSME S NJ1-2012）」</u>（以下「<u>材料規格 2012</u>」という。）の規定に、「日本機械学会「設計・建設規格」及び「<u>材料規格</u>」の適用に当たって（別記-2）」の要件を付したも</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
<p>定めるところによること。</p> <p>イ クラス1 機器又はクラス1 支持構造物が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。</p> <p>ロ～ニ （略）</p> <p>ニ クラス2 機器及びクラス2 支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>三 クラス3 機器（クラス3 容器又はクラス3 管をいう。以下同じ。）に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四 クラス4 管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>五 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において同じ。）及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 炉心支持構造物に使用する材料は、第一号イ、ハ及びニの規定に準ずること。</p> <p>八 クラス1 機器及びクラス1 支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～ル （略）</p> <p>九 クラス2 機器及びクラス2 支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>十 クラス3 機器の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>十一 クラス4 管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。</p> <p>十二 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。）及び原子炉格納容器支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～チ （略）</p> <p>十三 （略）</p> <p>十四 炉心支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p>	<p>産業省告示第501号)」等) によること。</p> <p>(設計・建設規格 2007 技術評価書)</p> <p>ウェルドオーバーレイ工法を適用する場合は、第1号及び第8号の規定に適合するため、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって(別記-3)」によること。</p> <p>11～19 （略）</p>	<p>のによること。なお、この規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格（「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号)」等) によること。</p> <p>（「設計・建設規格 2007 技術評価書」、「設計・建設規格 2012 技術評価書」及び「日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」(JSME S.N.J1-2012) に関する技術評価書」(原規技発第1408062号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定。以下「材料規格 2012 技術評価書」という。))</p> <p>ウェルドオーバーレイ工法を適用する場合は、第1号及び第8号の規定に適合するため、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって(別記-3)」によること。</p> <p>11～19 （略）</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
<p>イ～ヘ（略）</p> <p>十五 クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～ニ（略）</p>	<p>20 第15号の規定に適合する溶接部とは、<u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2007年版）（JSME S NB1-2007）」（以下「溶接規格2007」という。）及び「設計・建設規格2005（2007）」の規定に「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－5）」の要件を付したものに適合した溶接部をいう。</u></p> <p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格」（2007年版）に関する技術評価書」（平成20年10月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）（以下「溶接規格2007技術評価書」という。）及び設計・建設規格2007技術評価書）</p> <p>なお、ウェルドオーバーレイ工法を適用する場合は、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって（別記－3）」によること。</p>	<p>20 第15号の規定に適合する溶接部とは、<u>次の（1）又は（2）のいずれかに適合した溶接部をいう。</u></p> <p><u>（1）日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2007年版）（JSME S NB1-2007）」（以下「溶接規格2007」という。）及び「設計・建設規格2005（2007）」の規定に「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－5）」の要件を付したもの</u></p> <p><u>（2）「溶接規格2007」及び「設計・建設規格2012」の規定に「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記－2）」及び「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－5）」の要件を付したもの。なお、耐圧試験については「設計・建設規格2012」の耐圧試験圧力の規定を用いること</u></p> <p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格」（2007年版）に関する技術評価書」（平成20年10月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）（以下「溶接規格2007技術評価書」という。）、<u>「設計・建設規格2007技術評価書」及び「設計・建設規格2012技術評価書」</u>）</p> <p>なお、ウェルドオーバーレイ工法を適用する場合は、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって（別記－3）」によること。</p>
<p>（使用中の亀裂等による破壊の防止）</p> <p>第十八条 使用中のクラス1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物には、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があつてはならない。</p> <p>2 使用中のクラス1機器の耐圧部分には、その耐圧部分を貫通する亀裂その他の欠陥があつてはならない。</p>	<p>第18条（使用中の亀裂等による破壊の防止）</p> <p>1 第1項に規定する「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があつてはならない。」とは、「<u>発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について</u>」（（平成21・11・18原院第1号（平成21年12月25日原子力安全・保安院制定））（但し、附則3及び4を除く。）の規定に適合するものであること。</p>	<p>第18条（使用中の亀裂等による破壊の防止）</p> <p>1 第1項に規定する「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があつてはならない。」とは、<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第1408063号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定））」の規定に適合するものであること。</u></p>
<p>（流体振動等による損傷の防止）</p> <p>第十九条 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない。</p>	<p>第19条（流体振動等による損傷の防止）</p> <p>1 「<u>流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない</u>」とは、<u>流れの乱れ、渦、気ほう等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1-2005）PVB-3600に規定する手法を適用すること。 ・管に設置された円柱状構造物で耐圧機能を有するものについては、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」（JSME 	<p>第19条（流体振動等による損傷の防止）</p> <p>1 「<u>流体振動により損傷を受けないように施設しなければならない</u>」とは、<u>流れの乱れ、渦、気泡等に起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器伝熱管群の曲げ部については、日本機械学会「<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版）（JSME S NC1-2005）」（以下「設計・建設規格2005」という。）</u> PVB-3600 <u>又は「設計・建設規格2012」</u> PVB-3600に規定する手法を適用すること。 ・管に設置された円柱状構造物で耐圧機能を有するものについては、日本機械学会「<u>配管内円柱状構造物の流力振動評価指針</u>」（JSME

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
	<p>S012) に規定する手法を適用すること。 （「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1）」（2005年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書」（平成17年12月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>S012) に規定する手法を適用すること。 （「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1）」（2005年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書」（平成17年12月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）<u>及び「設計・建設規格2012技術評価書」</u>）</p> <p>2～3 （略）</p>
<p>（安全弁等） 第二十条 設計基準対象施設（蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。以下この条において同じ。）には、次に定めるところにより安全弁又は逃がし弁（以下この条において「安全弁」という。）を設けなければならない。 一～八 （略） 2 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次に定めるところによらなければならない。 一～二 （略） 3 設計基準対象施設に属する容器であって、内部に液体炭酸ガスその他の安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次に定めるところにより破壊板を設けなければならない。 一～二 （略） 4 第一項又は前項の場合において、安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、発電用原子炉を起動させるとき及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。 5 設計基準対象施設に属する容器又は管であって、内部が大気圧未満となることにより外面に設計上定める圧力を超える圧力を受けるおそれがあるものには、次に定めるところにより過圧防止に必要な容量以上となるように真空破壊弁を設けなければならない。 一～三 （略） 6 設計基準対象施設は、安全弁等、破壊板又は真空破壊弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができるように施設しなければならない。</p>	<p>第20条（安全弁等） 1 （略） 2 第20条に規定する安全弁等は、<u>日本機械学会「設計・建設規格」（JSME S NC1-2005）の第10章（安全弁等）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定」（NC-CC-001）によること。</u></p> <p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2001年版及び2005年版）事例規格「過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」及び事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮（NC-CC-002）」に関する技術評価書」（平成18年8月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）</p> <p>なお、既設プラントの安全弁等については、施設時に適用された以下の告示によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」の第101条、第102条、<u>第103条の規定</u> ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和45年通商産業省告示第501号）」の第72条、<u>第73条の規定</u> ・通商産業省「発電用原子力設備に関する技術基準の細目を定める告示（昭和40年通商産業省告示第272号）」の第23条、<u>第24条の規定</u> 	<p>第20条（安全弁等） 1 （略） 2 第20条に規定する安全弁等は、<u>次の（1）又は（2）のいずれかによること。</u> <u>（1）「設計・建設規格2005」の第10章（安全弁等）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定」（NC-CC-001）</u> <u>（2）「設計・建設規格2012」の第10章（安全弁等）及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2001）及び（JSME S NC1-2005）【事例規格】過圧防護に関する規定」（NC-CC-001）</u></p> <p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2001年版及び2005年版）事例規格「過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」及び事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮（NC-CC-002）」に関する技術評価書」（平成18年8月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）<u>及び「設計・建設規格 2012 技術評価書」</u>）</p> <p>なお、既設プラントの安全弁等については、施設時に適用された以下の告示による<u>ことができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」の第101条、第102条<u>及び</u>第103条の規定 ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和45年通商産業省告示第501号）」の第72条<u>及び</u>第73条の規定 ・通商産業省「発電用原子力設備に関する技術基準の細目を定める告示（昭和40年通商産業省告示第272号）」の第23条<u>及び</u>第24条の規定

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
<p>(耐圧試験等)</p> <p>第二十一条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力（原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の〇・九倍）までに減じて著しい漏えいがないことを確認することができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第21条 (耐圧試験等)</p> <p>1 第1項の規定に適合する耐圧試験は、「設計・建設規格2005(2007)」の第11章によること。</p> <p>(設計・建設規格2007技術評価書)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第21条 (耐圧試験等)</p> <p>1 第1項の規定に適合する耐圧試験は、「設計・建設規格2005(2007)」の第11章又は「設計・建設規格2012」の第11章によること。</p> <p>(「設計・建設規格2007技術評価書」及び「設計・建設規格2012技術評価書」)</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(監視試験片)</p> <p>第二十二条 設計基準対象施設に属する容器であつて、一メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれがあるものの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、照射の影響を確認できるよう次に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>一 監視試験片の材料は、中性子の照射領域にある容器の材料と同等の製造履歴を有するものであること。</p> <p>二 監視試験片は、容器の使用開始後に取り出して試験を実施することにより、容器の材料の機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数とすること。</p> <p>三 監視試験片は、中性子の照射領域にある容器の材料が受ける中性子スペクトル、中性子照射量及び温度履歴の条件と同等の条件になるように配置すること。</p>	<p>第22条 (監視試験片)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第22条に適合する監視試験片は、<u>日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2005)の該当規定(第12章 監視試験)</u>に次の規定を付加した要件によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号及び第3号の「容器の材料」には、中性子の照射領域に溶接部がある場合、母材／溶接金属と同数の溶接熱影響部の監視試験片も設置すること。 <p>なお、既設プラントについては、施設時に適用された以下の告示による監視試験片が設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」適用プラントについては同告示第105条の規定 ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和45年通商産業省告示第501号)」適用プラントについては同告示第75条の規定 ・通商産業省「発電用原子力設備に関する技術基準の細目を定める告示(昭和40年通商産業省告示第272号)」 <p>3 (略)</p>	<p>第22条 (監視試験片)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第22条に適合する監視試験片は、「<u>設計・建設規格2005</u>」又は「<u>設計・建設規格2012</u>」の該当規定(第12章 監視試験)に次の規定を付加した要件によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号及び第3号の「容器の材料」には、中性子の照射領域に溶接部がある場合、母材／溶接金属と同数の溶接熱影響部の監視試験片も設置すること。 <p>なお、既設プラントについては、施設時に適用された以下の告示による監視試験片が設置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」適用プラントについては同告示第105条の規定 ・通商産業省「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和45年通商産業省告示第501号)」適用プラントについては同告示第75条の規定 ・通商産業省「発電用原子力設備に関する技術基準の細目を定める告示(昭和40年通商産業省告示第272号)」 <p>3 (略)</p>
<p>第二十三条～第三十条 (略)</p>	<p>第23条～第30条 (略)</p>	<p>第23条～第30条 (略)</p>
<p>(蒸気タービン)</p> <p>第三十一条 第十七条第十五号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第三章の規定は、設計基準対象施設に施設する蒸気タービンについて準用する。</p>	<p>第31条 (蒸気タービン)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第31条において準用する第17条第15号の規定に適合する溶接部とは、「<u>溶接規格2007</u>」及び「<u>設計・建設規格2005(2007)</u>」の規定に「<u>日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって(別記-5)</u>」の要件を付したものに適合した溶接部をいう。</p>	<p>第31条 (蒸気タービン)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第31条において準用する第17条第15号の規定に適合する溶接部とは、「<u>次の(1)又は(2)のいずれかに適合した溶接部をいう。</u></p> <p><u>(1)「溶接規格2007」及び「設計・建設規格2005(2007)」の規定に</u></p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
	<p>(溶接規格2007技術評価書及び設計・建設規格2007技術評価書)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p><u>「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－５）」の要件を付したものの</u> (2)「溶接規格2007」及び「設計・建設規格2012」の規定に「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記－２）」及び「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－５）」の要件を付したものの (「溶接規格2007技術評価書」、「設計・建設規格2007技術評価書」及び「設計・建設規格2012技術評価書」)</p> <p>3～4 (略)</p>
第三十二条～第四十七条 (略)	第32条～第47条 (略)	第32条～第47条 (略)
<p>(準用)</p> <p>第四十八条 第十七条第十五号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二章の規定は、設計基準対象施設に施設する補助ボイラーについて準用する。</p> <p>2 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第十九条から第二十三条までの規定は、設計基準対象施設に施設するガスタービンについて準用する。</p> <p>3 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十五条から第二十九条までの規定は、設計基準対象施設に施設する内燃機関について準用する。</p> <p>4 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十四年経済産業省令第七十号）第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、設計基準対象施設に施設する電気設備について準用する。</p>	<p>第48条（準用）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項において準用する第17条第15号の規定に適合する溶接部とは、<u>「溶接規格2007」及び「設計・建設規格2005（2007）」の規定に「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－５）」の要件を付したものに適合した溶接部をいう。</u> (「日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2007年版）(JSME S NB1-2007)」に関する技術評価書」及び「日本機械学会「発電用原子力設備規格設計・建設規格」（2007年追補版）に関する技術評価書」（平成20年10月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第48条（準用）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項において準用する第17条第15号の規定に適合する溶接部とは、<u>次の（１）又は（２）のいずれかに適合した溶接部をいう。</u> (1)「溶接規格2007」及び「設計・建設規格2005(2007)」の規定に「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－５）」の要件を付したものの (2)「溶接規格2007」及び「設計・建設規格2012」の規定に「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記－２）」及び「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－５）」の要件を付したものの (「溶接規格2007技術評価書」、「設計・建設規格2007技術評価書」及び「設計・建設規格2012技術評価書」)</p> <p>3～7 (略)</p>
第四十九条～第五十四条 (略)	第49条～第54条 (略)	第49条～第54条 (略)
<p>(材料及び構造)</p> <p>第五十五条 重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁又はこれらの支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第三号まで及び第七号の規定については、使用前に適用されるものとする。</p> <p>一 重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～ハ (略)</p>	<p>第55条（材料及び構造）</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 第1号及び第2号並びに第4号及び第5号の規定に適合する材料及び構造とは、本規程第17条10を準用するものをいう。この場合において、第1号及び第4号の規定の適用に当たって「クラス2」は「重大事故等クラス1」と読み替えるものとし、第2号</p>	<p>第55条（材料及び構造）</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に適合する材料及び構造とは、本規程第17条10を準用するものをいう。この場合において、第1号及び第4号の規定の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス1」と、第2号及び第5号の規定</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
<p>二 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。ただし、次に掲げる性能と同等以上の性能を有する場合は、この限りでない。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>五 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。ただし、次に掲げる性能と同等以上の性能を有する場合は、この限りでない。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>六 （略）。</p> <p>七 重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は次に定めるところによること。ただし、重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管にあつては、次に掲げる性能と同等以上の性能を有する場合は、この限りでない。</p> <p>イ～ニ （略）</p>	<p>及び第5号の規定の適用に当たって「クラス2」は「重大事故等クラス2」と読み替えるものとする。</p> <p>8～13 （略）</p>	<p>の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス2」とそれぞれ読み替えるものとし、「材料規格 2012」の許容引張応力（S 値）は、「設計・建設規格 2005（2007）」付録材料図表の値に読み替えるものとする。</p> <p>（「材料規格2012技術評価書」）</p> <p>8～13 （略）</p>
<p>第五十六条～第七十八条 （略）</p>	<p>第56条～第78条 （略）</p>	<p>第56条～第78条 （略）</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
<p style="text-align: center;">別記 一覧</p> <p>別記－1 （略）</p> <p>別記－2 日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって</p> <p>別記－3～別記－7 （略）</p>	<p style="text-align: center;">別記 一覧</p> <p>別記－1 （略）</p> <p>別記－2 日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって</p> <p>別記－3～別記－7 （略）</p>
<p style="text-align: right;">別記－1</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: right;">別記－1</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p style="text-align: right;">別記－2</p> <p style="text-align: center;">日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第17条第1号から第5号、第7号から第12号及び第14号において、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む））（JSME S NC1-2005/2007）」並びに【事例規格】「設計・建設規格 2005年版「管の設計」（管継手、フランジ）のJIS規格年版の読替規程（NC-CC-003）」及び【事例規格】「設計・建設規格 2005年版付録材料図表 JIS規格年版の読替規程（NC-CC-004）」を適用するに当たっては、本規則第17条第1号から第5号、第7号から第12号及び第14号の規定と本規格の規定との対応関係は別表－1に掲げるところによる。</p> <p>ただし、設計・建設規格の以下の補強を要しない穴の規定等における「64mm」は「61mm」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PVC-3150(2)a.（クラス2容器の胴に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定） ・PVC-3230(2)a.(a)（クラス2容器の鏡板に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定） ・PVD-3122(1)（クラス3容器の胴の補強を要しない穴の規定） ・PVD-3212(1)a.（クラス3容器の鏡板の補強を要しない穴の規定） ・PVE-3260(5)（クラスMC容器の胴に穴を設ける場合の規定） ・PPC-3422(1)（クラス2配管の穴の補強の適用条件） ・PPD-3422(1)（クラス3配管の穴の補強の適用条件） 	<p style="text-align: right;">別記－2</p> <p style="text-align: center;">日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって</p> <p>1. 「設計・建設規格 2005（2007）」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号において、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む））（JSME S NC1-2005/2007）」並びに【事例規格】「設計・建設規格 2005年版「管の設計」（管継手、フランジ）のJIS規格年版の読替規程（NC-CC-003）」及び【事例規格】「設計・建設規格 2005年版付録材料図表 JIS規格年版の読替規程（NC-CC-004）」を適用するに当たっては、同規格の規定と同規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号の規定との対応関係は別表－1－1に掲げるところによる。</p> <p>ただし、設計・建設規格の次に掲げる補強を要しない穴の規定等において「64mm」とあるのは「61mm」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PVC-3150(2)a.（クラス2容器の胴に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定） ・PVC-3230(2)a.(a)（クラス2容器の鏡板に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定） ・PVD-3122(1)（クラス3容器の胴の補強を要しない穴の規定） ・PVD-3212(1)a.（クラス3容器の鏡板の補強を要しない穴の規定） ・PVE-3260(5)（クラスMC容器の胴に穴を設ける場合の規定） ・PPC-3422(1)（クラス2配管の穴の補強の適用条件） ・PPD-3422(1)（クラス3配管の穴の補強の適用条件） <p>2. 「設計・建設規格 2012」及び「材料規格 2012」の適用に当たって</p> <p>技術基準規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで、第14号、第15号において、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）（JSME S NC1-2012）」（以下「設計・建設規格 2012」という。）及び「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）（JSME S NJ1-2012）」（以下「材料規格 2012」という。）を適用するに当たっては、それぞれ以下のとおり要件を付すこととする。</p> <p>なお、技術基準規則第17条第1号から第5号まで、第7号から第12号まで、第14号、第15号の</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
	<p>規定と本規格の規定との対応関係は別表－１－２に掲げるところによる。</p> <p><u>（１）設計・建設規格 2012</u></p> <p><u>（i）「溶接規格 2012 年版」とあるのは「溶接規格 2007 年版」と読み替えるものとする。「設計・建設規格 2012」で引用している溶接規格の番号が規定されていない N-2020 及び N-8020 の規定については N-1020 を、N-2030 及び N-5030 の規定については N-1030 を、N-4030、N-6030、N-7030 及び N-8030 の規定については N-3030 を、N-2040 及び N-8040 の規定については N-1040 を、N-2060、N-3060、N-4060、N-5060、N-6060 及び N-7060 の規定については N-1060 を、N-2080、N-3080、N-4080、N-5080、N-6080 及び N-7080 の規定については N-1080 を、N-3090、N-4090、N-5090、N-6090 及び N-7090 の規定については N-1090 を、N-2100、N-3100、N-4100、N-5100、N-6100、N-7100 及び N-8100 の規定については N-1100 を、N-2110、N-3110、N-4110、N-5110、N-6110 及び N-7110 の規定については N-1110 を、N-2120、N-3120、N-4120、N-5120、N-6120 及び N-7120 の規定については N-1120 を、N-2130、N-3130、N-4130、N-5130、N-6130、N-7130 及び N-8130 の規定については N-1130 を準用するものとする。</u></p> <p><u>（ii）「JEAC4601-2008「原子力発電所耐震設計技術規程」は、「JEAG4601・補-1984「原子力発電所耐震設計技術指針」と読み替えて、設置許可基準規則解釈別記 2 を適用するものとする。なお、「JEAG4601・補-1984「原子力発電所耐震設計技術指針」にある「昭和 55 年通商産業省告示第 501 号」は、「設計・建設規格 2012 年版及び材料規格 2012 年版」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（iii）JEAC4605-2004「原子力発電所工学的安全設備及びその関連施設の範囲を定める規程」は、非常用ディーゼル発電機の冷却系を工学的安全施設の一部として含むものとする。</u></p> <p><u>（iv）「材料規格 2011 年版」は「材料規格 2012 年版」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（v）室温での規定最小降伏点が 620 MPa を超える材料については、クラス 1 容器の破壊靱性評価に K_{Ic} 曲線を用いることを認めないものとする。</u></p> <p><u>（vi）次に掲げる補強を要しない穴の規定等において「64mm」とあるのは「61mm」と読み替えるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>PVC-3150(2)a.（クラス 2 容器の胴に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定）</u> ・ <u>PVC-3230(2)a. (a)（クラス 2 容器の鏡板に穴を設ける場合の規定および補強を要しない穴の規定）</u> ・ <u>PVD-3122(1)（クラス 3 容器の胴の補強を要しない穴の規定）</u> ・ <u>PVD-3212(1)a.（クラス 3 容器の鏡板の補強を要しない穴の規定）</u> ・ <u>PVE-3260(5)（クラス MC 容器の胴に穴を設ける場合の規定）</u> ・ <u>PPC-3422(1)（クラス 2 配管の穴の補強の適用条件）</u> ・ <u>PPD-3422(1)（クラス 3 配管の穴の補強の適用条件）</u> <p><u>（２）材料規格 2012</u></p> <p><u>（i）次に掲げる材料の設計引張強さ（Su 値）については、括弧内のとおり読み替えるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>JIS G 3214 SUSF347 下段 (250℃ : 416MPa, 300℃ : 409MPa)</u> ・ <u>JIS G 3458 STPA12 (100℃ : 379MPa, 150℃ : 379MPa, 200℃ : 379MPa, 250℃ : 379MPa, 300℃ : 379MPa, 325℃ : 379MPa, 350℃ : 379MPa, 375℃ : 379MPa),</u> <u>STPA24 (150℃ : 401MPa),</u> <u>STPA26 (150℃ : 400MPa, 200℃ : 398MPa, 250℃ : 397MPa, 300℃ : 393MPa, 325℃ : 389MPa,</u> <u>350℃ : 383MPa, 375℃ : 375MPa)</u>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>JIS G 3459 SUS347TP (250℃ : 416MPa, 300℃ : 409MPa)</u> • <u>JIS G 3463 SUS347TB (250℃ : 416MPa, 300℃ : 409MPa)</u> • <u>JIS G 3468 SUS347TPY (250℃ : 416MPa, 300℃ : 408MPa, 325℃ : 406MPa)</u> • <u>JIS G 4303 SUS347 (250℃ : 416MPa, 300℃ : 409MPa)</u> • <u>JIS G 4304 SUS347 (250℃ : 416MPa, 300℃ : 409MPa)</u> • <u>JIS G 4305 SUS347 (250℃ : 416MPa, 300℃ : 409MPa)</u> • <u>JSME-N13 GNCF690CM (150℃ : 579MPa, 200℃ : 566MPa)</u> <u>GNCF690HYSH (150℃ : 579MPa, 200℃ : 566MPa, 250℃ : 558MPa, 300℃ : 554MPa, 325℃ : 552MPa, 350℃ : 551MPa, 375℃ : 550MPa, 400℃ : 549MPa, 425℃ : 547MPa)</u> <p>(ii) 次に掲げる材料の許容引張応力 (S 値) については、設計・建設規格 2005 年版 (2007 年版) 付録材料図表の値に読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>JIS G 3201 SF340A, SF390A, SF440A</u> • <u>JIS G 3214 SUSF321</u> • <u>JIS G 3455 STS370, STS410, STS480</u> • <u>JIS G 3456 STPT370</u> • <u>JIS G 3458 STPA22</u> • <u>JIS G 3459 SUS321TP</u> • <u>JIS G 3462 STBA12, STBA13, STBA22</u> • <u>JIS G 3463 SUS321TB</u> • <u>JIS G 3468 SUS321TPY</u> • <u>JIS G 4303 SUS321, SUS403, SUS410, SUS630</u> • <u>JIS G 4304 SUS321</u> • <u>JIS G 4305 SUS321</u> • <u>JIS G 4311 SUH660</u> • <u>JIS G 5151 SCPH1, SCPH2</u> • <u>JSME-N4 GLF1, GLF2</u> • <u>JSME-N9 GXM2</u> • <u>JSME-N10 GSCS16</u> • <u>JSME-N11 GSUS317J4L</u> <p>(iii) JIS G 3204 SFVQ1B 材の 375℃における Su 値等について、それぞれ Su 値 : 550 MPa、Sm 値 : 202 MPa、S 値 : 173 MPa と読み替えるものとする。</p> <p>(iv) 新規材料採用ガイドラインは適用しない。</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）																																			
<p style="text-align: right;">別表－1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 注記 ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。<u>上位の規格番号（末尾が00,000のもの）は適用される。</u> ② 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は（ ）で限定 </div> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">別表－1－1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 注記 ① 対応規格番号は、原則として10の位で分類。<u>上位の規格番号（末尾が00,000のもの）は適用される。</u> ② 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は（ ）で限定。 </div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">別表－1－2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 注記 ③ 対応規格番号は、原則として10の位で分類。上位の規格番号（末尾が00,000のもの）は適用される。 ④ 1の位の規格番号で適用しないものがある場合は（ ）で限定。 </div> <p style="text-align: center;">規則と日本機械学会「設計・建設規格2012」との対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;"></th> <th colspan="8" style="text-align: center;">社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2012年版)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">第2章 機械試験 (GTM)</th> <th style="width: 10%;">第3章 非破壊試験 (GTN)</th> <th style="width: 10%;">第4章 容器 (PV)</th> <th style="width: 10%;">第5章 管 (PP)</th> <th style="width: 10%;">第6章 ポンプ (PM)</th> <th style="width: 10%;">第7章 弁 (VV)</th> <th style="width: 10%;">第8章 支持構造物 (SS)</th> <th style="width: 10%;">第9章 炉心支持構造物 (CSS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">規則第17条</td> <td>2000番台：引張試験 3000番台：破壊靱性試験</td> <td>2000番台：垂直UT 3000番台：斜角UT 4000番台：RT 5000番台：ECT 6000番台：MT 7000番台：PT</td> <td>2000番台：材料 3000番台：設計 4000番台：製造</td> <td>2000番台：材料 3000番台：設計 4000番台：製造</td> <td>2000番台：材料 3000番台：設計</td> <td>2000番台：材料 3000番台：設計</td> <td>2000番台：材料 3000番台：設計</td> <td>2000番台：材料 3000番台：設計</td> </tr> <tr> <td>第1号 クラス1機器及びクラス1支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">PPB-1210</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">(対象外)</td> </tr> </tbody> </table>		社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2012年版)								第2章 機械試験 (GTM)	第3章 非破壊試験 (GTN)	第4章 容器 (PV)	第5章 管 (PP)	第6章 ポンプ (PM)	第7章 弁 (VV)	第8章 支持構造物 (SS)	第9章 炉心支持構造物 (CSS)	規則第17条	2000番台：引張試験 3000番台：破壊靱性試験	2000番台：垂直UT 3000番台：斜角UT 4000番台：RT 5000番台：ECT 6000番台：MT 7000番台：PT	2000番台：材料 3000番台：設計 4000番台：製造	2000番台：材料 3000番台：設計 4000番台：製造	2000番台：材料 3000番台：設計	2000番台：材料 3000番台：設計	2000番台：材料 3000番台：設計	2000番台：材料 3000番台：設計	第1号 クラス1機器及びクラス1支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。	－	－	－	PPB-1210	－	－	－	(対象外)
	社団法人日本機械学会「JSME S NC1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2012年版)																																			
	第2章 機械試験 (GTM)	第3章 非破壊試験 (GTN)	第4章 容器 (PV)	第5章 管 (PP)	第6章 ポンプ (PM)	第7章 弁 (VV)	第8章 支持構造物 (SS)	第9章 炉心支持構造物 (CSS)																												
規則第17条	2000番台：引張試験 3000番台：破壊靱性試験	2000番台：垂直UT 3000番台：斜角UT 4000番台：RT 5000番台：ECT 6000番台：MT 7000番台：PT	2000番台：材料 3000番台：設計 4000番台：製造	2000番台：材料 3000番台：設計 4000番台：製造	2000番台：材料 3000番台：設計	2000番台：材料 3000番台：設計	2000番台：材料 3000番台：設計	2000番台：材料 3000番台：設計																												
第1号 クラス1機器及びクラス1支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。	－	－	－	PPB-1210	－	－	－	(対象外)																												

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
	イ クラス1機器又はクラス1支持構造物が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。	GTM-2120	(対象外)	PVB-2110 (2112), 2210, 2220	PPB-2120, 2170, 2220	PMB-2110, 2120	VVB-2110, 2120	SSB-2110 ~ 2210	(対象外)
	ロ クラス1容器に使用する材料にあつては、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。	GTM-3110, 3220 ~3360	(対象外)	PVB-2310, 2320, 2330 (2331 ~2332. 1, 2331. 1, 2331. 2)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	ハ クラス1機器（クラス1容器を除く。）又はクラス1支持構造物（クラス1管及びクラス1弁を支持するものを除く。）に使用する材料にあつては、当該機器又は当該支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。	GTM-3110, 3220 ~3360	(対象外)	(対象外)	PPB-2310 ~ 2330	PMB-2310 ~ 2330	VVB-2310 ~ 2340	SSB-2310 ~ 2330	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）							
<p>ニ クラス1 機器又はクラス1 支持構造物（棒及びボルトに限る。）に使用する材料にあっては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>	(対象外)	GTN-2110, 2210 (2213) 2220 (2221), 2230, 2240, 2250 (2252 ~2255) 2260 (2263 ~2265) 3110, 3210 (3213) 3220 (3221, 3222) 3230, 3240, 3250 (3252, 3253) 4010, 4180, 4240, 4410, 4510, 5120, 5220, 5260, 5310, 6110, 6120, 6210 ~ 6320, 7120, 7210 ~7320	PVB-2410 (2411, 2412), 2420,	PPB-2410 ~ 2450	PMB-2410	VVB-2410 ~ 2430	SSB-2410 ~ 2430	(対象外)
<p>第2号 クラス2 機器及びクラス2 支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p>	—	—	PVC-1210,	PPC-1210,	—	—	—	(対象外)
<p>イ クラス2 機器又はクラス2 支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p>	GTM- 2120	(対象外)	PVC-2110 ~ 2120, 2210	PPC-2120, 2170, 2220	PMC-2110, 2120	VVC-2110, 2120	SSC-2110, 2120	(対象外)
<p>ロ クラス2 機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。</p>	GTM-3110, 3220 ~3360	(対象外)	PVC-2310 ~ 2330	PPC-2310 ~ 2330	PMC-2310 ~ 2330	VVC-2310 ~ 2340	(対象外)	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）							
ハ クラス2機器に属する鋳造品にあっては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	(対象外)	GTN-2110, 2210 (2213) 2220 (2221), 2230, 2240 2250 (2252, 2253) 2260 (2263 ~2264) 3110, 3210 (3213) 3220 (3221, 3222) 3230, 3240 (3241, 3242), 3250 (3252, 3253) 4010, 4180, 4240, 4410, 4510, 6110, 6120, 6210 ~6320, 7120, 7210 ~7320	PVC-2410	PPC-2410 ~2450	PMC-2410, 2420	VVC-2410, 2420	(対象外)	(対象外)
第3号 クラス3機器（クラス3容器又はクラス3管をいう。以下同じ。）に使用する材料は、次に定めるところによること。	—	(対象外)	—	PPD-1210	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
イ クラス3機器が、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	GTM- 2120	(対象外)	PVD-2110, 2120, 2210	PPD-2120, 2170, 2220	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
ロ 工学的安全施設に属するクラス3機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。	GTM-3110 ~3360	(対象外)	PVD-2310 ~2330	PPD-2310 ~2320	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
第4号 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	—	(対象外)	(対象外)	PPH-2120, 2170,	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
	第5号 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において同じ。）及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。	—	(対象外)	PVE-1210, 1220	(対象外)	(対象外)	(対象外)	—	(対象外)
	イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	GTM- 2120	(対象外)	PVE-2110, 2120, 2210	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-2110 ~ 2210	(対象外)
	ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。	GTM-3110, 3220 ~3360	(対象外)	PVE-2310, 2320, 2330 (2333 ~2334)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-2310 ~ 2330	(対象外)
	第6号 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用する材料は、次に定めるところによること。	(対象外)	(対象外)	別記-4の別表参照	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	第7号 炉心支持構造物に使用する材料は、第一号イ、ハ及びニの規定に準ずること。	GTM-2120, 3110, 3220~3360	GTN-2110, 2210 (2213) 2220 (2221) 2230, 2240 2250 (2252 ~ 2255) 2260 (2263 ~2265) 3110, 3210 (3213) 3220 (3221, 3222) 3230, 3240, 3250 (3252, 3253) 4010, 4180, 4240, 4410, 4510, 5120, 5220, 5260, 5310, 6110, 6120, 6210~ 6320, 7120, 7210 ~7320	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	CSS-2110 ~ 2430

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
	第8号 クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。	(対象外)	(対象外)	PVB-3420	PPB-1210	-	-	-	(対象外)
	イ クラス1機器にあつては、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVB-3110 (3111, 3115, 3116, 3117), 3120 (3121), 3150 (3151), 3420 3510～3550, 4110	PPB-3110 (3112) 3410～3430 3510～3530 3723～3910	PMB-3110～3510	VVB-3010, 3110～3330 3380～3410	(対象外)	(対象外)
	ロ クラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSB-3110 (3121.1, 3122.1), 3130 (3131), 3210, 3220, 3310～3350	(対象外)
	ハ クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1弁及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅲにおいて、全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局所的な塑性変形はこの限りでない。	(対象外)	(対象外)	PVB-3110 (3111, 3115, 3116, 3117,) 3120 (3121), 3510～3550, 4110	PPB-3110, 3560, 3723～3910	(対象外)	VVB-3010, 3350	SSB-3120 (3121.2), 3130 (3132), 3210, 3230, 3310～3340	(対象外)
	ニ クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅳにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVB-3110 (3111, 3115, 3117), 3120 (3121), 3160, 3510～3550, 4110	PPB-3110, 3560, 3723～3910	(対象外)	(対象外)	SSB-3120 (3121.3), 3130 (3133), 3210, 3240, 3330～3340	(対象外)
	ホ クラス1容器（ボルトその他の固定用金具、オメガシールその他のシールを除く。）にあつては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局所的な塑性変形はこの限りでない。	(対象外)	(対象外)	PVB-3110 (3111, 3115, 3116), 3120 (3121), 3510～3550, 4110	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
	ヘ クラス1容器（ボルトその他の固定用金具を除く。）、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）及びクラス1支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVB-3110 (3113)	PPB-3110, 3530, 3723 ~3910	(対象外)	VVB-3010, 3340	SSB-3120 (3122.1) 3330	(対象外)
	ト クラス1容器、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）及びクラス1支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVB-3110 (3112, 3114~3114.2), 3120 (3122~3122.2), 3130, 3140, 3150 (3152), 3310, 3510 ~3550, 3600, 4110	PPB-3110 (3111), 3530, 3723 ~3910	(対象外)	VVB-3010, 3340, 3360, 3370	SSB-3120 (3122.1) 3330	(対象外)
	チ クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）にあっては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳ並びに試験状態において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVB-3110 (3117), 3210~3230	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	リ クラス1管にあっては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	PPB-3111, 3410 (3411, 3415.2), 3723~3910	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	ヌ クラス1支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSB-3120 (3121.1), 3310~3330	(対象外)
	ル ロ、ハ、ニ、ヘ、ト及びヌにかかわらず、クラス1支持構造物であって、クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものにあつては、クラス1容器の規定に準ずること。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSB-3010	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
	第9号 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。	(対象外)	(対象外)	PVC-1210	PPC-1210	—	—	—	(対象外)
	イ クラス2機器にあっては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVC-3010, 3020, 3110～3170, 3210～3240, 3220～3240, 3310～3720, 3910～3990, 4110	PPC-3110, 3410, 3415.2, 3420～3430, 3520, 3723～3910	PMC-3110～3720	VVC-3010, 3020, 3110～3410	(対象外)	(対象外)
	ロ クラス2機器に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返り加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVC-3810	PPC-3416, 3723～3725	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	ハ クラス2管（伸縮継手を除く。）にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	—	PPC-3110, 3530, 3723～3910	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	ニ クラス2容器及びクラス2管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVC-3120 (3122, 3123, 3124.2), 3180, 3610, 4120	PPC-3110, 3410 (3411, 3415.2), 3723～3910	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	ホ クラス2支持構造物であつて、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものにあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、延性破断及び座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSC-3010～3350	(対象外)
	第10号 クラス3機器の構造及び強度は、次に定めるところによること。	(対象外)	(対象外)	PVD-3010	PPD-1210	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVD-3010 (PVC-3110, 3120, 3140, 3160, 3170, 3210, 3220, 3410～ 3720, 3910 ～3930 3950～ 3990, 4110) PVD- 3110～3320 3510～3610	PPD- 3110, 3410～ 3415. 2, 3420～3430 3723～3910	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	
ロ クラス3機器に属する伸縮継手においては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVD-3410	PPD- 3416, 3723 ～3724	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	
ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVD-3010 (PVC-3120 (3122, 3123, 3124. 2, 3180), 3610, 4120)	PPD- 3110, 3410 (3411, 3415. 2) 3723～3910	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	
第11号 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	PPH-3010～ 3045	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	
第12号 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。）及び原子炉格納容器支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。	(対象外)	(対象外)	PVE-1210	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	
イ 原子炉格納容器（ロに掲げる部分を除く。）においては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	(対象外)	(対象外)	PVE- 3010, 3110, 3210, 3230 ～3290, 3310, 3220, 3320 (3321, 3323, 3325, 3327), 3330～3530 3610 (3611, 3613) 3710, 3720, 4110	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
	ロ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分にあっては、第八号イ、ハ、ニ及びホのクラス1容器の規定を準用する。	(対象外)	(対象外)	PVE-3010, 3110, 3120	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	ハ 原子炉格納容器支持構造物にあっては、第八号ロ、ハ及びニのクラス1支持構造物の規定を準用する。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-3010, 3110, 3120 (3121, 3121.1~3121.3), 3130, 3210, 3330~3350	(対象外)
	ニ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-3120 (3122, 3122.1) 3330	(対象外)
	ホ 原子炉格納容器の伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVE-3010, 3810	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	へ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVE-3010, 3110, 3120, 3130, 3260, 3270, 3350, 3420, 4110	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-3120 (3122) 3330	—
	ト 原子炉格納容器にあっては、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	PVE-3110 (3114), 3320 (3322, 3324, 3326, 3328), 3610 (3612), 4120	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	チ 原子炉格納容器支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	SSE-3310 ~ 3330	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）								
	第13号 コンクリート製原子炉格納容器の構造及び強度は、次に定めるところによること。	(対象外)	(対象外)	別記-4の別表参照	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)
	第14号 炉心支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	CSS-3110～3400
	第15号 クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に定めるところによること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。	(対象外)	(対象外)	別記-5「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって」の別表参照	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)	(対象外)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
<p style="text-align: right;">別記－ 3</p> <p style="text-align: center;">ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. WOL 工法の材料及び構造について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>① (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ. 原配管の板厚を貫通する全周欠陥を想定し、運転中に発生する荷重及び地震荷重に対して、構造健全性が確保できること。</p> <p style="padding-left: 4em;">なお、<u>き裂の評価については、原子力安全・保安院「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）」（平成 21 年 1 月 25 日付け平成 21・11・18 原院第 1 号）</u>によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ. ～ニ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>4. ～ 5. (略)</p>	<p style="text-align: right;">別記－ 3</p> <p style="text-align: center;">ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. WOL 工法の材料及び構造について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>① (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ. 原配管の板厚を貫通する全周欠陥を想定し、運転中に発生する荷重及び地震荷重に対して、構造健全性が確保できること。</p> <p style="padding-left: 4em;">なお、<u>亀裂の評価については、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第 1408063 号（平成 26 年 8 月 6 日原子力規制委員会決定））</u>によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ. ～ニ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>4. ～ 5. (略)</p>
<p style="text-align: right;">別記－ 4</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">別記－ 4</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: right;">別記－ 5</p> <p style="text-align: center;">日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって</p> <p>原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構『日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2007 年版）（JSME S NB1-2007）」（以下「溶接規格 2007」という。）に関する技術評価書（平成 20 年 10 月）』に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 15 号並びに第 31 条及び第 48 条第 1 項において準用する第 17 条第 15 号に規定する溶接部への「溶接規格 2007」及び「発電用原子力設備規格設計・建設規格（2005 年版（2007 年追補版を含む））（JSME S NC1-2005/2007）」（以下「設計・建設規格 2005（2007）」という。）の適用に当たっては、次のとおり要件を付すこととする。</p> <p>なお、規則第 17 条第 15 号の規定と溶接規格及び設計・建設規格の規定との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>別表第 1～第 4 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別記－ 5</p> <p style="text-align: center;">日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって</p> <p>原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構『日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2007 年版）（JSME S NB1-2007）」（以下「溶接規格」という。）に関する技術評価書（平成 20 年 10 月）』に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第 15 号並びに第 31 条及び第 48 条第 1 項において準用する第 17 条第 15 号に規定する溶接部への「溶接規格」及び「発電用原子力設備規格設計・建設規格（2005 年版（2007 年追補版を含む））（JSME S NC1-2005/2007）」又は「<u>発電用原子力設備規格設計・建設規格（2012 年版）（JSME S NC1-2012）」（以下「設計・建設規格」という。）</u>の適用に当たっては、次のとおり要件を付すこととする。</p> <p>なお、規則第 17 条第 15 号の規定と溶接規格及び設計・建設規格の規定との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>別表第 1～第 4 (略)</p>

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）
別図（略） 別表（略）	別図（略） 別表（略）
（略） 別記－ 6	（略） 別記－ 6
（略） 別記－ 7	（略） 別記－ 7